四、株式会社バンダイに対する件

昭和四十九年（排）第十一号

排除命令

東京都台東区駒形二丁目五番四号
株式会社　バンダイ
右代表者　代表取締役　山　科　直　治

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主　文

一　株式会社バンダイは、昭和四十八年九月初旬から昭和四十九年三月末日までを期間とし、一般消費者を対象に、「お楽しみプレゼント」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。ただし、当委員会が承認できない場合においては、当委員会の指示する方法によらなければならない。

二　同社は、今後一年間、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項各号のいずれかの方法により、景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行なった公示について、遅滞なく、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社バンダイ（以下「バンダイ」という。）は、肩書地に本店を置き、玩具の製造及び販売業等を営む事業者である。

二　バンダイは、一般消費者を対象に、「お楽しみプレゼント」と称し、昭和四十八年九月初旬から同年十二月末日までを期間とし、同社の販売する玩具のトランシーバー（同社の付した希望小売価格二千九百円、三千三百円、四千三百円及び四千八百円の四種類）を購入した者に、同トランシーバーの外箱に印刷してある「ＳＴ」のマークの部分を切り取り、これをはがきに貼付し、応募者の住所、氏名、年令、身長及び当該トランシーバーを購入した店名を記載のうえ応募させ、九月、十月、十一月及び十二月の各月末日を当月の締め切り日とし、一か月分づつ抽せんを行ない、景品類として、毎月、一等折たたみ式自転車（二万円相当）一本、二等ポータブルラジオ（一万八千九百円相当）五本及び三等布製チョッキ（二千円相当）五十本を提供することを企画し、この企画を実施した。しかして、同社は、昭和四十八年十二月初旬、右企画を昭和四十九年三月末日まで延長することとし、これを実施していたところ、当委員会の調査により、一月分の抽せん以後の抽せんの分については、右景品類のうち、一等及び二等の景品類をそれぞれ一万円以下のものに変更し、この旨を応募者に通知することとした。

三　しかるに、前記二の当初の企画に基づく懸賞に係る最低の取引の価額は二千九百円であるから、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は一万円である。したがって、右景品類のうち、一等及び二等の景品類の価額は、この制限をこえるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、バンダイの行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制

限」備考第一項第二号に該当する懸賞であって、同告示第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十九年五月二十九日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　高橋勝好

委員　橋本徳男

委員　呉文二

委員　瀧川正久